

保育士確保対策強化事業（保育士試験受験者支援事業） Q & A

令和2年9月1日作成

No.	質問	回答
1 補助要件に関すること		
1-1	従来から通信制講座を受講していますが、補助対象となりますか。	令和2年4月1日以降に講座受講申込をされた方で、事業年度内（令和2年度事業であれば令和2年後期試験）に保育士試験を受験された方が対象となります。（受験確認のため、試験結果通知書の写しを提出する必要があります。）
1-2	保育士試験を受験したが、全科目不合格となった場合でも補助対象となりますか。	（試験結果通知書にて）受験したことが確認できれば、合否に関わらず補助対象となります。
1-3	単なる資格取得のための受講については、補助対象になりますか。	実施要綱において、講座の対象者は概ね以下のとおりとし、実施主体が定めるものとしています。 (1) 保育所、地域型保育事業所、認可外保育施設等に勤務する保育士以外の者 (2) 児童福祉関係施設、事業所に勤務する保育士以外の者 (3) 保育士資格取得後に保育施設で勤務する予定の者
1-4	理解を深めるため購入した参考書等は補助対象となりますか。	必ずしも必要とされない補助教材費等は対象外となります。
1-5	複数の講座を受講した場合でも補助対象となりますか。	上限額（60,000円）以内であれば複数社に申し込んだ受講費用も対象となります。ただし、交付申請は1人あたり1回/年度とします。
1-6	受講料を分割払いにした場合でも申請できますか。	分割払いで申し込んだ場合は、全額支払った後の申請となります。ただし、補助対象期間内に支払いが済んでいることが必要です。